



(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三〇日政令第八六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二六日政令第三九六号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二〇日政令第四号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月一七日政令第二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二〇日政令第四〇号)

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一六日政令第二一八号)

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する。

附 則 (令和四年二月一日政令第三四八号)

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年十一月十四日)から施行する。